

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次に掲げる無線局のうち、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局
- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 3 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であつて総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- ② ①の無線設備の変更の工事は、 A に変更を来すものであつてはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ③ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、 B 、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 C を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	許可に係る変更又は変更の工事を行ったときは総務大臣に届け出て	許可に係る無線設備
2 送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	総務大臣の検査を受け	当該無線局の無線設備
3 周波数、電波の型式又は空中線電力	許可に係る変更又は変更の工事を行ったときは総務大臣に届け出て	当該無線局の無線設備
4 周波数、電波の型式又は空中線電力	総務大臣の検査を受け	許可に係る無線設備

A－3 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C に支障を与えるものであつてはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能
2 周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能
3 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能
4 周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能

A－4 次の記述は、無線局（包括免許の無線局を除く。）の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局については、次の表の左欄に掲げる無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする（注）。

注 たゞし、当該無線設備のうち、設置場所、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであって総務大臣が別に告示するものについては、同表の右欄に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無 線 設 備	必 要 な 措 置
(1) 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置	C 。
(2) (1)を除く船舶局の無線設備	空中線を撤去すること。

A	B	C
1 廃止するとき	1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと
2 廃止するとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信装置を撤去すること
3 廃止したとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電池を取り外すこと
4 廃止したとき	1箇月以内にその免許状を返納	送信装置を撤去すること

A－5 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が B 以下のものは、この限りでない。
- ② F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①の規定にかかわらず、その空中線電力を C 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

A	B	C
1 50パーセント	25ワット	5ワット
2 50パーセント	75ワット	1ワット
3 75パーセント	25ワット	5ワット
4 75パーセント	75ワット	1ワット

A－6 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－7 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作(簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。)は、次の者でなければ行ってはならない。
- (1) 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者であって、A
- (2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの
- ア (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者
- イ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者
- ② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする（注2）。

注2 ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であって、B が可能なもの
- ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）
- イ 旅客船及び漁船（注3）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）
- 注3 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。
- ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）
- (2) (1)のアからウまでに掲げる船舶に開設された C （電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するものに限る。）

A	B	C
1 船舶局無線従事者証明を受けているもの	デジタル選択呼出装置による通信	遭難自動通報設備び船舶自動識別装置
2 別に定める業務経歴を有するもの	デジタル選択呼出装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備
3 別に定める業務経歴を有するもの	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	遭難自動通報設備び船舶自動識別装置
4 船舶局無線従事者証明を受けているもの	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備

A－8 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 主任無線従事者として選任された者であって、電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされたものは、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 主任無線従事者として選任された者であって、電波法第39条第4項の規定によりその選任の届出がされたものの監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- 4 無線局の免許人又は登録人は、電波法第39条第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 5 主任無線従事者として選任された者であって、電波法第39条第4項の規定によりその選任の届出がされたものの監督の下であっても、無線従事者以外の者は、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作及び実験試験局の無線設備の操作を行ってはならない。

A－9 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どんな場合に行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞がある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞がある場合その他緊急の事態が発生した場合

A－10 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条、第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、 A を B に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に C 。
- ③ 総務大臣は、②の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

A	B	C
1 有線通信	利用することができないとき	行うことを要請することができる
2 電気通信業務の通信	利用することができないとき	行わせることができる
3 電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	行うことを要請することができる
4 有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	行わせることができる

A－11 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
 - (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
 - (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも A を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては B に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
 - (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 - (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に C を明示するものとする。

A	B	C
1 10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2 15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
4 15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等

A－12 次の記述のうち、無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実に呼出しを受信したときに執るべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は、何ですか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A－13 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 **A** を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 **B** 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 **C** 、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

A	B	C
1 遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	2,177kHz
2 遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	2,182kHz
3 遭難通信	2,174.5kHz	2,177kHz
4 遭難通信	2,187.5kHz	2,182kHz

A－14 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復は、どのようにしなければならないか。無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与える虞^{おそれ}がある場合を除き、遭難呼出しに対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ送信を再開してはならない。

A－15 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。
- 4 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細は、無線業務日誌に記載しなければならない。

A－16 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び B並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①の規定にかかわらず、その時期を延長し、又は省略することができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。）の免許人から、①により総務大臣が通知した Cまでに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び B並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、省略することができる。

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

A	B	C
1 総務省令で定める時期ごとに	員数	期日の1月前
2 毎年1回	員数	期日
3 毎年1回	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の1月前
4 総務省令で定める時期ごとに	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日

A－17 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額（注4）を国に納めなければならない。
- 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。
- 注2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。
- 注3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。
- 注4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、 Bすることができる。

A	B
1 30日	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
2 30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
3 3箇月	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4 3箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

A－18 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約第4章（無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第4章第4規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) C 信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) D を送信し及び受信すること。
- (8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船橋間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C	D
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	救助を求めるための	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	位置の探知のための	気象情報
3 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	海上安全情報
4 分離し、かつ、独立した	陸上から船舶への遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報
5 分離し、かつ、独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	気象情報

A－19 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 3 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の構成国の言語の一によって記載されたものでなければならない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A－20 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 移動業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 3 すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない（注）。

注 しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中できる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも1時間ごとに、なるべく毎時（UTC）の5分前から5分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の始めと終わりに示さなければならない。

B－1 次の事項のうち、電波法（第8条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 空中線電力
- イ 免許の有効期間
- ウ 電波の型式及び周波数
- エ 通信の相手方及び通信事項
- オ 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号

B－2 義務船舶局等の時計の時刻の照合、無線設備の機能試験及び電源用蓄電池の充電に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。
- イ 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- ウ 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- エ 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- オ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。

B－3 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- イ 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- ウ 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- オ 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

B－4 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の国際通信を行う義務船舶局に備付けを要するものを**1**、これに備付けを要しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

B－5 次の記述は、航空機局等の検査について述べたものである。無線通信規則（第39条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、 **ア** の提示を要求することができる。 **イ** は、この検査を容易に行うことができるようにする。 **ア** は、要求がある場合には提示することができるように保管する。
- ② **ア** が提示されないとき又は **ウ** が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課せられる条件に適合していることを自ら確認するため、その **エ** を検査することができる。
- ③ 検査職員は、退去する前に、航空機の責任者に検査の結果を通告しなければならない。無線通信規則によって課される条件に違反することが認められたときは、検査職員は、その通告を **オ** で行う。

- | | | |
|-------------|---------|--------------|
| 1 業務書類 | 2 許可書 | 3 局の通信士又は責任者 |
| 4 指揮者又は責任者 | 5 明白な違反 | 6 有害な混信の事実 |
| 7 局の設備に係る資料 | 8 設備 | 9 文書 |
| 10 口頭 | | |